

消防組合からの重要なお知らせ

～安全・安心なまちづくりのために～

重大な消防法令違反の建物を ホームページで公表します！！

違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が、自ら利用する建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立入検査の際に確認した**重大な消防法令違反**をホームページにより公表する制度です。

➤ 公表の対象となる建物は

飲食店・百貨店等・病院・社会福祉施設など不特定多数の方が利用する建物が対象となります。

➤ 公表の対象となる違反は

建物に義務付けられた消防用設備（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備）が設置されていない**重大な消防法令違反**です。

➤ 公表の時期は

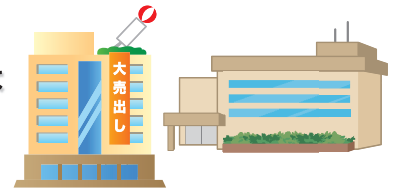
消防が立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日を経過してもなお違反が認められる場合に公表します。公表は違反が是正されるまでの間継続します。

➤ 公表の方法は

枚方寝屋川消防組合ホームページへ掲載します。

➤ 公表する内容は

①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容



違反対象物
公表制度



制度の
開始時期は 平成**28**年**4**月**1**日です。

※「違反対象物公表制度」については、下記にお問い合わせください。

枚方消防署予防課	枚方市大垣内町2-10-22	TEL072-852-9937
枚方東消防署予防課	枚方市津田北町2-23-3	TEL072-852-9976
寝屋川消防署予防課	寝屋川市池田2-11-73	TEL072-852-9957

各種様式、講習案内などは枚方寝屋川消防組合ホームページへ
枚方寝屋川消防組合 予防部予防指導課

<http://www.hirane119.jp>
TEL072-852-9912